

小児救急医療支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が、在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児の二次救急医療体制の確保に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) おおむね広域市町圏を単位として市町等が小児科救急に対応する輪番制病院を確保するため支出する経費で地方公共団体または地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師等医療従事者の確保および救急専用病床の確保等第二次病院としての診療機能を有する病院とする。
- (2) 原則として二次医療圏単位において、小児科医を含む地域の関係者からなる協議会を設置し、地域における小児救急医の確保のための検討・調整及び小児救急医療関係施設間の調整等、小児救急医療体制の確保に必要な事項の調整等を行うものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める種目毎に、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、市町村等が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。なお、小児救急医療支援実施経費にかかる補助金の額は病院単位で積算すること。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
小児救急医療支援実施経費	次により算出された額の合計額 1 地区当たり (1) 休日A、休日B及び夜間 26,310円×診療日数 (2) 休日C 13,150円×診療日数 (3) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時	小児救急医療支援事業の運営に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 報償費（医師雇上謝金）	2 / 3

	<p>間外 (125/100以上) 及び深夜 (150/100、160/100又は125/100以上)) を手当している場合に限る。)</p> <p>1 地区あたり 19,782円×診療日数</p> <p>(4) 小児救急電話相談実施加算(滋賀県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)</p> <p>1 地区あたり 14,838円×診療日数</p> <p>(5) オンコール体制実施(医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)をとっている場合)</p> <p>1 地区あたり 13,570円×診療日数</p>		
--	--	--	--

(注) 診療日数は、後方医療機関(病院群輪番制病院)確保対策費補助金交付要綱における病院群輪番制病院の当番日と小児救急医療支援事業の当番日が、同一日、同一医療機関、同一診療体制の場合は、算定しないものとする。

前表、基準額欄中の診療日数は、次表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間および最低診療時間
休 日	
休 日 A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休 日 B	
休 日 C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は 午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜 間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

区 分	該当日
休 日 A	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）
休 日 B 休 日 C	<p>週休二日制に伴う土曜日又はその振替日</p> <p>なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取扱えるのは、事業主体である地方公共団体が小児救急医療支援事業実施地区において別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で、小児救急医療支援事業を実施した場合とする。</p> <p>ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に 1 日のみとする。</p>

（交付申請）

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第 1 号による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難になったときは、速やかに報告してその指示を受けなければならない。

（変更申請）

第 6 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 2 号による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて、毎年度 1 月 20 日までに行うものとする。

（実績報告）

第 7 条 規則第 12 条に規定する補助事業実績報告書は、別紙様式第 3 号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて翌年度 4 月 10 日までに提出するものとする。また、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が 0 円

の場合を含む。)には、別紙様式4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成13年12月5日から施行し、平成13年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年11月12日から施行し、平成14年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年8月5日から施行し、平成15年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年9月14日から施行し、平成16年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年8月22日から施行し、平成18年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、平成20年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行し、平成22年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度補助金から適用する。

小児救急医療支援事業計画書

（1）小児救急医療実施事業

補助事業者名

地域名	市町名	人口 (年 4月1日)	運営開始 年月日および 診療日数	実施方法		参加病院の概要										当番 予定 日数	初期救 急医療 体制の 方式
				診療体 制	当番日 におけ る病 院数	病院名	開設者	許 可 病床数	当番日の診療体制								
									計	医師	看護師	放射線 技師	検査 技師	薬剤師	その他		
		千人						床	人	人	人	人	人	人	人	日	

- （注）
- 1 「地域名」欄は、要綱による地域設定の地域名を記入すること。
 - 2 「市町名」欄は、当該地域に所在する市町を記入すること。
 - 3 「人口」欄は、各市町村ごとに記入し地域の合計を記入すること。
 - 4 「運営開始（予定）及び診療日数」欄の診療日数とは「要綱」の診療日の算出方法により算出した診療日数であり、当該年度の診療予定日数を記入すること。
 - 5 「実施方法」欄の「当番日における病院数」欄は1日当たり病院数を記入すること。なお、「診療体制」欄は、（例えば毎休日、毎夜間等）簡記すること。
 - 6 「当番日の診療体制」欄は常務職員による体制を本書で、非常勤職員（オンコール）による体制を（ ）書で記入すること。
 - 7 「初期救急医療体制の方法」欄は各市町ごとの体制（例えば、休日夜間診療所、在宅当番医制）を記入すること。
 - 8 週休2日制に伴う土曜日又はその振替日に当該事業を実施した場合は、その日数「当番予定日数」欄に（ ）で再掲すること。

別紙（3）

小児救急医療支援事業所要額明細書

地区名

区 分	予 定 支 出 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A) 又は (B) のい れか少ない方の金額	摘 要 (支出額について算出基 礎を記載すること)
支援実施経費 給与費 1. 常勤職員給与費 (1) 医師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他 2. 非常勤職員給与費 (1) 医師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他 3. 報償費 医師雇上謝金	円	円 ○休日A 26,310円×日数 ○休日B 26,310円×日数 ○夜間 26,310円×日数 ○休日C 13,150円×日数 ○夜間加算 19,782円×日数 ○小児救急電話相談 実施加算 14,838円×日数 ○オンコール体制 13,570円×日数	円	
小 計				
確保調整経費 1. 報償費 謝金 2. 旅費 3. 需用費 (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 食糧費 4. 会場借料	円	円	円	
小 計				
計				

様式第2号

小児救急医療支援事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者

印

年度における小児救急医療支援事業費補助金については、 年
月 日付け滋健医第 号で交付決定を受けましたが、その後の事情の変更
により、交付額を次のとおり変更されたく申請します。

記

- | | | |
|--------------------|---|---|
| 1. 今回追加交付（一部取消）申請額 | 金 | 円 |
| 内訳 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更後所要額 | 金 | 円 |
| 2. 変更を必要とする理由 | | |

3. 関係書類

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 小児救急医療支援事業計画書 | (別紙(1)) |
| (2) 経費変更所要額調 | (別紙(2)イ) |
| (3) 小児救急医療支援事業所要額明細書 | (別紙(3)) |
| (4) 歳入歳出予算書の抄本 | |
| (5) その他参考となる資料 | |

小児救急医療支援事業計画書

（1）小児救急医療実施事業

補助事業者名

地域名	市町名	人口 (年 4月1日)	運営開年 月日および 診療日数	実施方法		参加病院の概要										当番 予定 日数	初期救急医療 体制の 方式				
				診療体制	当番に おける 病院数	病院名	開設者	許可 病床数	当番日の診療体制						計						
									計	医師	看護師	放射線 技師	検査 技師	薬剤師				その他			
(記載例) ○○地域	○ 市	100	13年4月 1日 436日	毎休日 及び 毎夜間	1日当り 1病院	○○病院	市	300	人	人	人	人	人	人	人	人	日	218	休日夜間診療所		
	○ 町	25				○○○○	町	250	7	(2)	2	1	1	0	(0)	1				109	同条
	○ 町	23				○○○○	医療法人	150	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	1				109	
	計	148						150	(6)	(2)	2	1	1	1	(0)	1				436	

- (注)
- 1 「地域名」欄は、要綱による地域設定の地域名を記入すること。
 - 2 「市町名」欄は、当該地域に所在する市町を記入すること。
 - 3 「人口」欄は、各市町ごとに記入し地域の合計を記入すること。
 - 4 「運営開始（予定）及び診療日数」欄の診療日数とは「要綱」の診療日の算出方法により算出した診療日数であり、当該年度の診察予定日数を記入すること。
 - 5 「実施方法」欄の「当番日における病院数」欄は1日当たり病院数を記入すること。なお、「診療体制」欄は、（例えば毎休日、毎夜間等）簡記すること。
 - 6 「当番日の診療体制」欄は常務職員による体制を本書で、非常勤職員（オンコール）による体制を（ ）書で記入すること。
 - 7 「初期救急医療体制の方法」欄は各市町ごとの体制（例えば、休日夜間診療所、在宅当番医制）を記入すること。
 - 8 週休2日制に伴う土曜日又はその振替日に当該事業を実施した場合は、その日数「当番予定日数」欄に（ ）で再掲すること。

別紙（3）

小児救急医療支援事業所要額明細書

地区名

区 分	予 定 支 出 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A) 又は (B) のい れか少ない方の金額	摘 要 (支出額について算出基 礎を記載すること)
支援実施経費 給与費 1. 常勤職員給与費 (1) 医師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他 2. 非常勤職員給与費 (1) 医師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他 3. 報償費 医師雇上謝金	円	円 ○休日A 26,310 円×日数 ○休日B 26,310 円×日数 ○夜間 26,310 円×日数 ○休日C 13,150 円×日数 ○夜間加算 19,782 円×日数 ○小児救急電話相談 実施加算 14,838 円×日数 ○オンコール体制 13,570 円×日数	円	
小 計				
確保調整経費 1. 報償費 謝金 2. 旅費 3. 需用費 (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 食糧費 4. 会場借料	円	円	円	
小 計				
計				

様式第3号

小児救急医療支援事業費補助金事業実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者

印

年 月 日付け滋健医第 号で交付決定の通知のあった
年度小児救急医療支援事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条
の規定
により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1 事業収支精算書 | (別紙(1)) |
| 2 小児救急医療支援事業事業実績額明細書 | (別紙(2)) |
| 3 小児救急医療支援事業月別実施表 | (別紙(3)) |
| 4 小児救急医療支援事業診療科別患者数調 | (別紙(4)) |
| 5 歳入歳出決算書の抄本 | |
| 6 その他参考となる資料 | |

様式第 4 号

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

番 年 月 号 日

滋賀県知事

申請者 印

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付け滋健医第 号で交付決定の通知のあつた平成
年度小児救急医療支援事業費補助金にかかる消費税仕入控除税額について交付要綱第 7 条
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 平成 年 月 日付け滋健医第 号による補助金の額 の確定通知額
円

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

円

注 2 の金額の積算の内訳等参考となる書類を添付のこと

別紙（２）

小児救急医療支援事業実績額明細書

地区名

区 分	予 定 支 出 額 (A)	基 準 額 (B)	選 定 額 (A) 又は (B) のい れか少ない方の金額	摘 要 支出額について算出基 礎を記載すること
支援実施経費 給与費 1. 常勤職員給与費 (1) 医師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他 2. 非常勤職員給与費 (1) 医師 (2) 看護師 (3) 医療技術員 (4) その他 3. 報償費 医師雇上謝金	円	円 ○休日A 26,310円×日数 ○休日B 26,310円×日数 ○夜間 26,310円×日数 ○休日C 13,150円×日数 ○夜間加算 19,782円×日数 ○小児救急電話相談 実施加算 14,838円×日数 ○オンコール体制 13,570円×日数	円	
小 計				
確保調整経費 1. 報償費 謝金 2. 旅費 3. 需用費 (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 食糧費 4. 会場借料	円	円	円	
小 計				
計				

別紙(3)

小児救急医療支援事業実績報告書

(1) 小児救急医療支援実施事業

(地区名)

月 日 病 院 数	4 月		5 月		3 月	
	参 加 病 院 数	区 分	参 加 病 院 数	区 分	参 加 病 院 数	区 分
1 日							
2 日							
3 日							
4 日							
:							
:							
30 日							
31 日							
計	か 所		か 所		か 所	
	A :	日	A :	日		A :	日
	B :	日	B :	日		B :	日
	C :	日	C :	日		C :	日
	夜 間 :	日	夜 間 :	日		夜 間 :	日

- (注) 1. 「参加病院数」欄には、該当日にあたって病院数を記入すること。
 2. 「区分」欄には、休日A・B・Cの別(夜間は空白で可)を記入すること。
 3. 当番日の病院数は、2病院以上実施した場合は、全病院数を記入すること。
 4. 休日の診療日は、当該欄を黒枠で囲み上段には昼間の当番病院数、下段には夜間の当番病院数を記入すること。

(例)

月 日 病 院 数	4 月	
	参加病院数	区 分
1 日	3	
2 日	4	
3 日	3	C
	2	
4 日	2	A
	2	

別紙（４）

小児救急医療支援事業診療科別患者数調

1 患者数等

(病院名)

区 分		小 児 科						備 考
患 者 延 数	入 院							
	外 来							
	計							
1日(当番日)平均	入 院							
	外 来							
	計							
実診療(当番日)日数		日						

2 職員数

職 種 別	職 員 数	病 院 職 員 総 数	1 日 当 た り の 従 事 者 数		備 考
			常 勤	オ ン コ ー ル	
医 師		人	人	人	
看 護 婦					
その他の医療従事者					
検 査 技 師	○ ○ ○ ○				
事 務 職 員 等					
計					

3 取扱患者の来院・方法別内訳

	初 期 救 急 医 療 施 設 か ら の 転 送			そ の 他			計
	救 急 車	そ の 他	計	救 急 車	そ の 他	計	
入 院	人	人	人	人	人	人	人
外 来							
計							

4 休日・夜間以外の取扱患者数

	初 期 救 急 医 療 施 設 か ら の 転 送			そ の 他			計
	救 急 車	そ の 他	計	救 急 車	そ の 他	計	
入 院	人	人	人	人	人	人	人
外 来							
計							